

匝瑳市横芝光町消防組合 N e t 1 1 9 緊急通報システム運用要綱

(目的)

第1条 この告示は、スマートフォン等の携帯端末機からインターネットを利用して緊急通報を行い、消防車や救急車の要請をする N e t 1 1 9 番緊急通報システム（以下「システム」という。）を確立し、そのシステムを運用することにより、聴覚障害者や言語障害者（以下「聴覚障害者等」という。）からの緊急通報を担保し、円滑な消防行政サービス享受に係る手続きを定めることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 システムの利用対象者は、組合管内に在住、又は勤務・通学をしている聴覚障害者等でシステムの利用を希望する者をいう。

(利用案内及び申請書)

第3条 システムご利用案内及び N e t 1 1 9 利用申請書兼承諾書（第1号様式）は、消防本部警防課指令班、又は関係市町の福祉課に配置し、利用希望者に配布するものとする。

(登録・利用開始の通知)

第4条 消防長は、申込者から N e t 1 1 9 利用申請書兼承諾書により、利用の申請があった場合は、遅滞なくシステムに登録作業を行うとともに、システム登録者名簿に記載の上、申込者に登録完了をメールで通知するものとする。

(利用の取り消し)

第5条 消防長は、登録後において、次の各号の定めによる場合は、利用の取り消しができるものとする。

- (1) 登録情報に、虚偽を発見した場合
- (2) 明らかに迷惑通報と判断した場合
- (3) その他、利用の取り消しが妥当であると判断した場合

(登録情報の適正管理)

第6条 消防長は、保有するシステム利用者の情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は消防長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。